

Weekly Report

第600日号
令和3年5月10日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

緊急事態措置等の影響緩和に「月次支援金」

本年4月以降の緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響を受けて、売上が半減した中小法人・個人事業者等に対して「月次支援金」の給付が実施されます(申請は6月以降開始予定)。

◆月次支援金の対象者や給付額などは

月次支援金は、本年1月に発令された緊急事態宣言の影響緩和に係る「一時支援金」の仕組みを用いた制度で、申請手続き等の簡略化が図られています。

なお、一時支援金の申請期限は今月末までです。

◎**対象者**……本年4月以降の緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴い、①同措置の実施地域で要請を受けて休業や時短営業をしている飲食店と直接・間接の取引がある、又は実施地域の外出自粛等による直接的な影響を受けたことによって、②月間売上が前年又は前々年の同月比で50%以上減少した全国の中小法人・個人事業者等となります。

◎**給付額**……緊急事態措置又はまん延防止等重点

措置が実施された月のうち、売上が50%以上減少した月(対象月)ごとに給付額を算定【前年又は前々年の基準月(対象月と同月)の売上一本年の対象月の売上】し、中小法人等は月20万円、個人事業者等は月10万円が上限額となります。

◎**事前確認**……申請前に登録確認機関による事前確認が必要となります(初回のみ)。なお、事前確認を経て一時支援金を受給した事業者は不要です。

◎**申請手続き**……本年4月以降の緊急事態措置等の影響により売上が50%以上減少した各対象月ごとに申請します。なお、2回目以降の申請や一時支援金を受給した事業者の提出書類は簡略化されます。

今月から原則縮減される雇調金特例

新型コロナの影響で休業等を行った場合に労働者へ支払った休業手当等を助成する雇用調整助成金の特例措置は、今月から原則として助成率が中小企業4/5(解雇等を行わない場合は9/10)、大企業2/3(同3/4)となり、助成額は1人1日13500円が上限となります(判定基礎期間の初日が本年5月~6月末までの場合)。

ただし、①緊急事態措置区域・まん延防止等重点措置区域で知事の要請を受けて時短営業等に協力する飲食店等の事業主や、②生産指標が最近3ヵ月平均で前年又は前々年同期比30%以上減少した全国の事業主は、助成率4/5(解雇等を行わない場合は10/10)、日額上限15000円です。

5月から変わる自動車重量税のエコカー減税

自動車重量税は、新規登録及び車検時に車両重量に応じて支払う税金です。

燃費や排ガス性能に優れた自動車を購入した場合に自動車重量税を減免するエコカー減税は、令和3年度税制改正により、今月から令和12年度燃費基準の達成度に応じた減免措置に変わります。

また、電気自動車等と同様に燃費基準の達成度にかかわらず免税対象となっていたクリーンディーゼル車は、燃費性能に応じた措置に見直されました(ただし、令和5年4月末まで経過措置あり)。